

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定

保険医の登録

旧慣使用林野整備計画の認可

基本測量の実施

公共測量の実施

公共測量の終了

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

## 告 示

鳥取県告示第三百七十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に  
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政  
令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年五月四日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
前田小児科医院	鳥取市大工町頭二	昭和五十九年四月十四日
医療法人寿生会 幡病院	鳥取市雲山五七	"
森脇外科医院	境港市明治町一一七	昭和五十九年四月十五日
地原歯科医院徳 尾診療所	鳥取市徳尾三八〇一五	昭和五十九年四月八日
岸本歯科医院	鳥取市正蓮寺二二一七	昭和五十九年四月七日
有限会社山田薬 局	米子市道笑町二丁目八	昭和五十九年四月九日
山形歯科医院	鳥取市新町二一〇	昭和五十九年四月三日
堀江歯科医院	米子市錦町一丁目一五	昭和五十九年四月二日
鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目二二	"
植木歯科医院	米子市諏訪五一一五	昭和五十九年四月三日
遠藤歯科診療所	日野郡江府町大字江尾一九八 九一	昭和五十九年三月二十六日

アオト・ファーマシー

境港市渡町一三二六

昭和五十九年四月二日

鳥取県告示第三百七十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
辰村 泰治	鳥医第三、〇二二号	昭和五十九年三月十九日

鳥取県告示第三百七十四号

東伯町長から申請のあつた宮谷地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十九年四月二十八日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（国土基本図作成）
- 二 作業期間 昭和五十九年五月十日から昭和六十年三月十日まで
- 三 作業地域 米子市、西伯郡西伯町、会見町、岸本町及び大山町並びに日野郡江府町及び溝口町

鳥取県告示第三百七十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、地域振興整備公団鳥取都市開発事務所長から公共測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、測量法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（二級基準点設置及び地形図作成）
- 二 作業期間 昭和五十九年五月四日から同年七月三十一日まで
- 三 作業地域 鳥取市生山、海蔵寺、紙子谷、香取及び称宜谷

鳥取県告示第三百七十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、地域振興整備公団鳥取都市開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、測量法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年五月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 公共測量（地形測量）
- 二 作業地域 鳥取市生山、海蔵寺、紙子谷、香取及び称宜谷
- 三 終了年月日 昭和五十九年三月三十一日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和59年5月4日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

1 講習の種別

- (1) 初心者講習 法第4条第1項、第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。
- (2) 経験者講習 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	昭和59年6月7日 午前10時30分から 午後4時30分まで	米子市権町一丁目151 鳥取県米子警察署会 議室	米子、境港、溝口、黒 坂及び八橋の各警察署 の管内に居住する者
経験者講習	昭和59年5月25日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁、議会議棟3 階第16会議室	岩美、鳥取、郡家、智 頭及び浜村の各警察の 管内に居住する者
	昭和59年6月14日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市権町一丁目151 鳥取県米子警察署会 議室	米子、境港、溝口、黒 坂及び八橋の各警察署 の管内に居住する者

3 受講対象者

- (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除、又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの  
ア 現に法第4条第1項、第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

- イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
- ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間
- イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（初心者講習にあつては3,000円、経験者講習にあつては1,500円）に相当する鳥取県収入証紙を

受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）